

恵庭市青少年表彰実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、恵庭市青少年表彰条例（平成26年条例17号。以下「条例」という。）及び恵庭市青少年表彰施行規則（平成26年教委規則第6号。以下「規則」という。）に基づく青少年表彰の処理手続きを定めるものとする。

(表彰目的)

第2条 青少年表彰は、広く青少年の模範となるものを顕彰し、青少年の誇りと自信を高め、よりよい市民としての豊かな心と実践力の育成高揚を図ることを目的とする。

(表彰の区分及び対象)

第3条 表彰の区分及び表彰の対象者は別表に定めるとおりとする。

2 青少年表彰の対象となる活動は、常時又は定期的に継続しているもので、その活動の期間が表彰を実施する年度の11月3日において次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に定める年数以上であるものとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 青少年善行 | 3年 |
| (2) 青少年団体活動者（個人） | 3年 |
| (3) 青少年団体活動者（団体） | 別表のとおり |
| (4) 優良勤労青少年 | 別表のとおり |

3 表彰の対象者は、表彰を受ける日において25歳未満の者とする。

4 前3項の規定にかかわらず、既婚者は、青少年表彰の対象者とししない。

(被表彰者の決定の通知)

第4条 教育長は、被表彰者が決定した場合は、その旨を推薦者及び被表彰者宛に通知するものとする。

(表彰の方法)

第5条 青少年表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。

(表彰の期日)

第6条 青少年表彰は毎年11月3日（文化の日）に行う。ただし、教育長は、特別な事情がある時は、変更することができる。

別表（第3条関係）

表彰の区分	表彰の対象者
<p>○青少年善行</p>	<p>6歳以上25歳未満の青少年で、次のいずれかに該当する行為を行う者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 奉仕的行為 2) 忍耐・努力を必要とする行為 3) 勇気を必要とする行為 4) 通常の青少年にみられない特別な行為
<p>○青少年団体活動者（個人）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 受賞対象者が所属する団体は、次の条件をすべて満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 健全な活動目的を有し、規約、会則又はそれに準ずる会の規定があること。 イ) 年間計画があり、年間5回以上の自主活動が組まれていること。 ウ) 会員数が5名以上の団体で、自主運営をしており、指導者がいること。 2) 所属する団体において、会の企画、立案、運営、指導のいずれかに関わっていること。 3) 3年以上団体活動を継続していること。ただし、所属団体が同種目的の団体であれば所属団体を変更しても継続とみなす。
<p>○青少年団体活動者（団体）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 受賞対象団体は、次の条件をすべて満たしていること。 ア) 健全な活動目的を有し、規約、会則又はそれに準ずる会の規定があること。 イ) 年間計画があり、年間5回以上の自主活動が組まれていること。 ウ) 会員数が5名以上の団体で、自主運営をしており、指導者がいること。

	<p>と。</p> <p>エ) 団員の年間平均参加率が概ね80パーセント以上であること。ただし、子ども会を除く。</p> <p>2) 活動年数を次のとおりとする。</p> <p>ア) 子ども会 10年以上</p> <p>イ) スポーツ少年団・ボーイスカウト 5年以上</p> <p>ウ) その他 3年以上</p>
<p>○優良勤労青少年の部</p>	<p>1) 25歳未満の青少年で、次の条件を全て満たしていること。</p> <p>ア) 日常生活について近隣、同僚、友人の評価が高いこと。</p> <p>イ) 勤務状況が良好であること。</p> <p>ウ) 困難な環境を克服し、勤務に精励、向上心、研究心が旺盛であること。</p> <p>エ) 同一事業所に概ね3年以上就業し、かつ永続的に就業見込みのあること。</p> <p>2) 社会教育活動・ボランティア活動等又は本市の地域社会に貢献する活動を行っていることを加算の対象とする。</p>

備 考

- 1) 個人表彰の再受賞は、同一部門については認めない。
- 2) 同一部門の団体表彰の再受賞は、最初の受賞から起算して子ども会は10年以上、スポーツ少年団・ボーイスカウト等の青少年団体は5年以上、学校のクラブ等は3年以上を経過したものについて認める。
- 3) 推薦にあたっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、各団体からの推薦数は1名を基本とする。ただし、複数の被表彰者を推薦する場合は、必ず優先順位を明記することとする。

附 則

この要領は、平成27年6月24日から実施する。